

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部 を改正する条例

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正及び文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月条例第六号）の廃止に伴い、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会が所掌する事務について改めるほか、規定を整備するため、改正する。

2 新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、<u>文京区における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 運営審議会は、次に掲げる事項について<u>実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）の諮問</u>に応じて審議し、答申する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年 月文京区条</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、<u>文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）による情報公開制度及び文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 運営審議会は、<u>個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について区長の諮問</u>に応じて審議し、答申する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること。</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>例第 号) 第九条第一項又は文京区議会個人情報の保護に関する条例 (令和五年 月文京区条例第 号) 第五十四条の規定により、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。</u></p> <p><u>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第五章第一節に規定する特定個人情報保護評価等に関し、実施機関が特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。</u></p> <p><u>四 死者に関する情報に関すること。</u></p> <p>2 <u>運営審議会は、前項各号に掲げる事項について、実施機関に建議を行うことができる。</u></p> <p>第三条から第十条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前にこの条例による改正前の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第二条第一項の規定によりなされた諮問であって、施行日において答申がなされていないものの取扱いについては、なお従前の例による。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 <u>運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議を行うことができる。</u></p> <p>第三条から第十条まで (略)</p> |
|---|--|